

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月3日
【会社名】	丸全昭和運輸株式会社
【英訳名】	Maruzen Showa Unyu Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅井俊之
【本店の所在の場所】	横浜市中区南仲通二丁目15番地
【電話番号】	045(671)5713
【事務連絡者氏名】	総務部長 櫻井 充
【最寄りの連絡場所】	横浜市中区南仲通二丁目15番地
【電話番号】	045(671)5713
【事務連絡者氏名】	総務部長 櫻井 充
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第115回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円

総額 546,808,692円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,100,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,100,000,000円

第2号議案 取締役17名選任の件

取締役として、浅井俊之、大西敬二、中村匡宏、加山 等、鈴木秀明、中野正也、石川健一、龍康殿秀尊、若尾正道、岡田廣次、野口正剛、村田安通、野口利英、嶋田良二、安藤雄一、内藤彰信、梅若和子を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、佐藤昭雄を選任するものであります。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

本件は、原案どおり承認可決され、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	80,668	1,965	0	(注)1	可決(97.62%)
第2号議案					
浅井俊之	79,232	3,401	0	(注)2	可決(95.88%)
大西敬二	80,418	2,215	0	(注)2	可決(97.32%)
中村匡宏	80,752	1,881	0	(注)2	可決(97.72%)
加山 等	80,752	1,881	0	(注)2	可決(97.72%)
鈴木秀明	80,752	1,881	0	(注)2	可決(97.72%)
中野正也	80,752	1,881	0	(注)2	可決(97.72%)
石川健一	80,752	1,881	0	(注)2	可決(97.72%)
龍康殿秀尊	80,752	1,881	0	(注)2	可決(97.72%)
若尾正道	80,752	1,881	0	(注)2	可決(97.72%)
岡田廣次	80,752	1,881	0	(注)2	可決(97.72%)
野口正剛	80,752	1,881	0	(注)2	可決(97.72%)
村田安通	80,749	1,884	0	(注)2	可決(97.72%)
野口利英	80,079	2,554	0	(注)2	可決(96.91%)
嶋田良二	80,079	2,554	0	(注)2	可決(96.91%)
安藤雄一	80,079	2,554	0	(注)2	可決(96.91%)
内藤彰信	80,204	2,429	0	(注)2	可決(97.06%)
梅若和子	81,975	658	0	(注)2	可決(99.20%)
第3号議案					
佐藤昭雄	81,045	1,588	0	(注)2	可決(98.08%)
第4号議案	67,418	15,215	0	(注)2	可決(81.59%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上